



箕 住 審 第 1 号
平成23年(2011年)5月2日

箕面市長 倉 田 哲 郎 様

箕面市住居表示審議会
会長 岡 尚 平



「水と緑の健康都市」区域の住居表示について（答申）

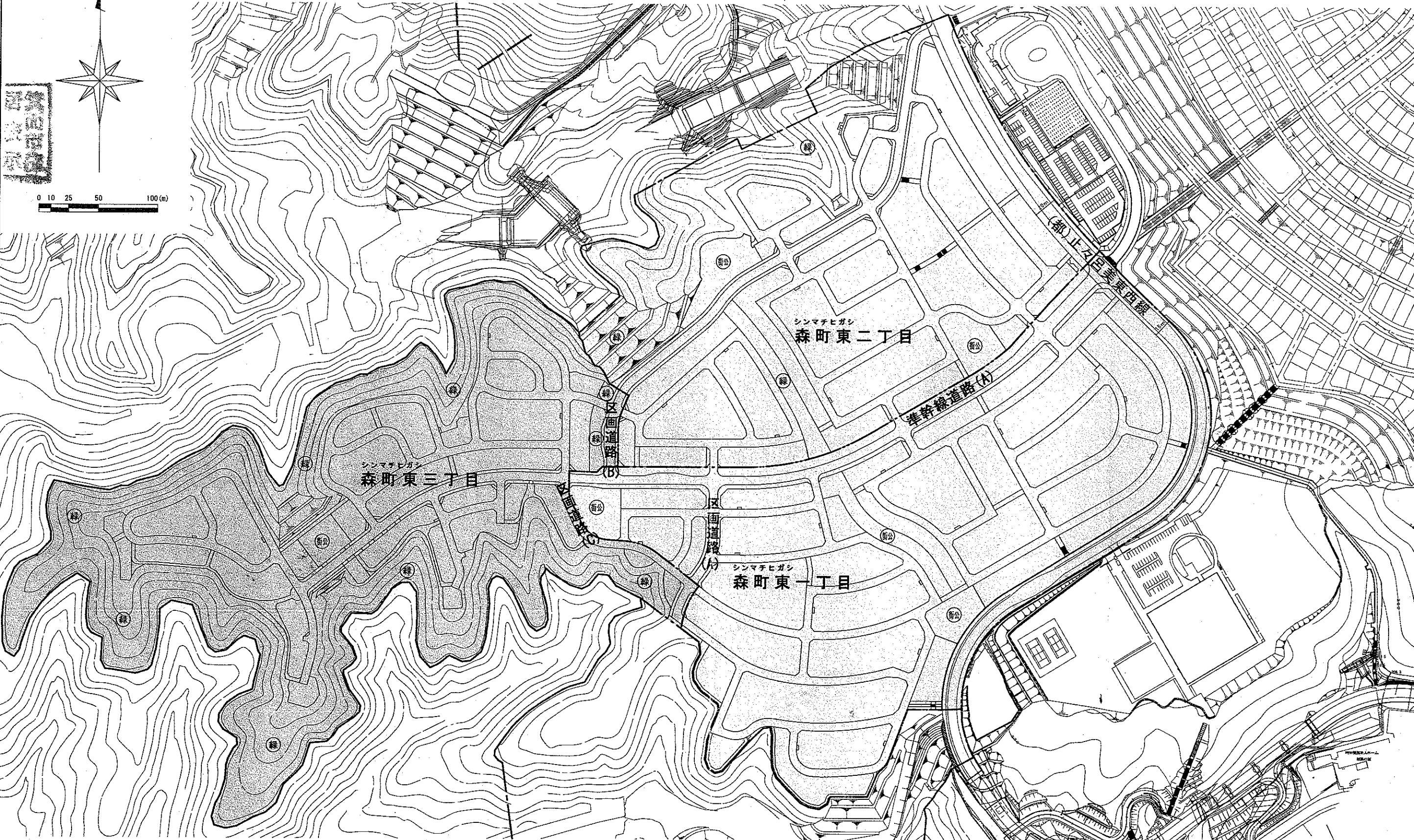
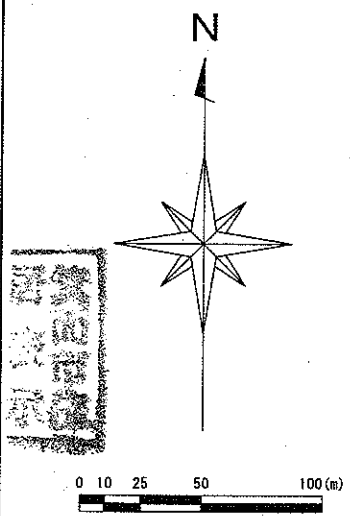
平成21年(2009年)7月27日付け箕市窓第280号をもって諮問のありました事項につきまして、箕面市住居表示審議会設置条例（昭和38年箕面市条例第25号）第2条の規定に基づき、次のとおり答申いたします。

- ・ 森町東地区の丁目の区域（丁目割り、丁目境界線）について（別図のとおり）
 - 1 一丁目と二丁目の境界線について
「準幹線道路（A）」北側側線を境界とし、その北側を二丁目、南側を一丁目とする。
 - 2 一丁目と三丁目の境界線について
「区画道路（C）」東側側線の「区画道路（A）」東側側線との交点まで及び交点から南側の「区画道路（A）」東側側線を境界とし、東側を一丁目、西側を三丁目とする。
 - 3 二丁目と三丁目の境界線について
「区画道路（B）」東側側線からのり面の境へと延びる線を境界とし、東側を二丁目、西側を三丁目とする。

（理由）

丁目割りについては、道路、公園等の恒久的な施設で区域を区画するとともに、面積、計画戸数、計画人口及び境界の簡明性等を勘案した場合、「水と緑の健康都市」のエントランス側から及び都市計画道路止々呂美東西線側から、一丁目から三丁目を定める本丁目割りが妥当である。

丁目割予定図



	森町東 一丁目	森町東 二丁目	森町東 三丁目	合 計
面積 (ha)	10.9	9.9	10.4	31.2
計画戸数	327	216	134	677
計画人口	981	648	402	2,031

市役所